

# 乳児院における「権利擁護」とは？

## ～日頃の養育を振り返る際のポイント～

乳児院は、言葉で気持ちをうまく伝えることのできない月(年)齢の乳幼児の生命と安全・安心を守る使命を担っています。乳児院は、子どもの権利条約で定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を具現化している、乳幼児期の社会的養護を担う命の最前線の家庭的養護の場と言えます。

乳幼児の安全・安心を守るために、各施設は全国乳児福祉協議会や各ブロック協議会と連携し、様々な実践に取り組んでいます。

小規模化の推進や関わりの難しい入所児の割合が増えている中、乳児院にとってさらに権利擁護意識を高めていくことが重要です。

養育を振り返り、権利擁護意識を高めるための取り組みのひとつに、「自己評価（毎年度実施）」と「第三者評価（3年に1度以上実施）」があります。

自己評価は、普段私たちが行っている養育について、本当に子どもの視点に立っているのかを職員同士で定期的に振り返る良い契機となります。それが、子どもたちの養育・支援の見直し改善につながっていくのです。

また、子どもの養育・支援を担う専門職にとって、自施設の養育理念や大切にしていることを、第三者に言葉で説明できることが重要です。第三者評価は、第三者評価調査者と対話することで、自施設の養育を見直し改善する大切なきっかけとなります。

ヒヤリ・ハットについても、職員が日常のより適切な養育方法や仕組みを見出す契機となり、乳児院における権利擁護にもつながります。

※ 本文書は、各施設の権利擁護の振り返りにおいて、特にポイントとなる内容を整理したものです。

次に示す「養育における重要な振り返りポイント」について、施設長及び職員間で十分に話し合い、共通理解のもと、日々の養育・支援において「大切にしているところ」と「改善が必要なところ」を振り返りましょう。

①

## 「育ちの保障」と「権利侵害の防止」

～乳幼児の権利擁護では、2つの視点を大切にします～

### 養育における重要な振り返りポイント

- ★1) 「子どもを尊重した養育・支援」とは？
  - ★2) 「子どもの最善の利益」とは？
  - ★3) 「子どもの豊かな生活の保障」とは？
- それを脅かす「権利侵害」、  
「不適切なかかわり」とは？

○乳幼児の権利擁護には、2つの視点があります。「育ちの保障」と「権利侵害の防止」です。  
→『改訂新版 乳児院養育指針』33 ページ

○「不適切なかかわり」には、強い口調や高圧的な態度、かかわりの無視（泣いている子を放置してしまう）等、様々な視点があります。

◇子どもへの声かけ、関わり方が乱暴であったり、不適切な表現でないか？  
◇また、子どもからの要求（泣き、目線、言葉等）を無視（または説明なく待たせる）していないか？

職員間で、様々なポイントから養育の実践で起こりうる問題を見直し、改善やフォローにつなげましょう。

○乳児院は乳幼児の生命を守り養育する施設です。すべての乳幼児に、この基本的な養育環境や愛着関係を保障し、個々の子どもの状況に合わせながら、「子どもの最善の利益（子どもにとって、一番良いことは何か）」の実現に努めなければなりません。

○「育ちの保障」とは、大きく分けて「愛着形成」（担当養育制）と「豊かな生活の保障」があります。子どもは、家庭で育つ権利があります。そのため、乳児院にいる子どもたちには、より良い家庭的養護の中で、愛着形成を行わなければなりません。

「豊かな生活」とは、遊びや生活場面で、「心地いいなあ」「こうしていると楽しいな」という体験を養育者とともに共有できる生活環境です。また、権利擁護を考える際には、子どもにとって「安心できる環境」をつくるための実践やかかわりも重要です。

→『改訂新版 乳児院養育指針』24 ページ

○乳児院の養育は、「人生の土台」となる大切な時期です。子どもに「あなたはかけがえない存在、生まれてきてありがとう」と伝えること（乳児院の権利擁護意識）が、その子が将来、「自分自身の体と心を大切にすること」につながる大事なスタートなのです。  
→『改訂新版 乳児院養育指針』38 ページ

※自施設の理念や基本方針とあわせて、確認しましょう。

## ②

### 乳幼児期の「プライバシー保護」とは

～一人ひとりを大切な存在として～

#### 養育における重要な振り返りポイント

- ★ 1) 生活場面での工夫、配慮の保護は？  
→入浴、排せつ（オムツ交換）、着替えなど
- ★ 2) 個々の生いたちを含めた家族状況、身体的特徴などの保護は？
- ★ 3) 通信、面会などの保護は？  
→親からの手紙や郵便物の取り扱いなど

○プライバシー保護とは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことをいいます。子どもたちが「知られたくない」「見られたくない」と思うような情報や事象を、本人の同意なく、他の人が勝手に収集したり、第三者に開示・提供したりされないよう守ります。

→『改訂新版 乳児院養育指針』36 ページ

○しかし、乳児院入所児の中には、入所前の背景や状況によって、「個の空間」を望まない子どももいます。（例：虐待によって、トイレやお風呂で大人と2人になることを怖がる等）入浴や排泄、オムツ交換に関しては、外部の者から勝手に見られないよう配慮が必要ですが、個別の事情がある場合には、個人情報に配慮した上で適切に第三者に説明できることが重要です。

○個人情報保護については、施設に出入りする実習生・ボランティア等外部の者に対する徹底した管理が必要です。  
情報管理場所、会話やSNS等を使用した流失の防止や職員の行動等も含めた「個人情報保護規則」等の整備が必要です。

○子どもの権利擁護の観点から、「プライバシー保護」について、職員間での振り返りと取り組み強化が重要です。

※子どもの発達月（年）齢に応じた、プライバシーが守られているか確認しましょう。

③

「子どもの満足」をどのように受け取るか  
～思いを言葉にできない乳幼児の代弁者として～

**養育における重要な振り返りポイント**

- ★1) 日々の養育を、「子どもの視点」から振り返る取り組みをしているか？
- ★2) 日頃から、子どもの表情や反応等を汲みとり、養育につなげる実践をしているか？

○乳幼児は言葉で思いをうまく伝えられません。それだけに、乳児院職員にはいつそうの高い倫理性が求められます。  
→『乳児院 倫理綱領』

○乳幼児は、自分の「満足」というものをうまく表現できません。そのため、乳児院職員は、保護者に代わって子どもたちの「満足度」をいち早く察知することが求められます。

○乳児院には、日常生活において、子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されなければなりません。そのためには、発達を支援する生活環境等の整備も必要です。

→『改訂新版 乳児院養育指針』 発達を支援する環境 85ページ

○子どもたちの衣食住遊に対しては、個々発達段階や趣向にあわせた工夫が求められます。また、「満足に向けた取り組み」として、個々の発育発達に合わせた養育計画、行事計画となっているか、個の欲求が十分に満たされるための安定したサービスが提供できているかなど、職員による検証、確認が必要です。

※施設として、子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また、子どもの満足を把握した結果を養育・支援に向けて取り組んでいるかなどを確認しましょう。

# 4

## 保護者等に対する取り組み

～家庭支援を大切にする視点～

### 養育における重要な振り返りポイント

- ★ 1) 「子ども中心」を第一に考え、保護者等へ適切な支援をしているか？  
→ 児童相談所等との連携のうえ、個々のケースにあわせた取り組み
- ★ 2) 施設の体制としての「相談（苦情）窓口」が開かれているか？
- ★ 3) 養育・支援の方針や内容を、保護者等へ丁寧に説明しているか？  
→ 個々のケースによっては、画一ではない
- ★ 4) 乳児院の行っている養育・支援の事業を適切に公開しているか？

○ 養育のつながりを大切にしている乳児院にとって、養育の方針や内容を、保護者等に適切に説明できる仕組みが重要です。

→ 『改訂新版 乳児院養育指針』 家族との連携 229 ページ～

○ 虐待等による入所が増えている中、保護者であっても、特別な事情があって子どもの情報を教えることが望ましくない場合があります。（施設で判断しかねる場合は、必ず児童相談所へ確認を行います。）乳児院の使命として、「子どもを守る」ための取り組みとして行っている実践を、第三者に適切に（個人情報ではなく）説明できることが重要です。

【例えば】・入所後、子どもの身体に不自然なやけど痕や骨折痕が発見された場合  
・おむつかぶれ等の状態から、ネグレクトの疑いがある場合  
・抱っこした時の身体反応等から、虐待の疑いがある場合 等

○ 地域や支援を必要とする保護者等が、乳児院が行っている養育や支援等を知ることができるよう、積極的な情報提供や開示が必要です。

※ 乳児院にとって、個別の配慮が必要な場合を除き、「子ども中心」が大前提であることを確認しましょう。

## 【まとめ】

『乳児院における「権利擁護」とは？～日頃の養育を振り返る際のポイント～』として、ここでは子どもの権利について述べています。

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」については、①～④に記述した説明の中に整理しました。

「参加する権利」については、子どもの権利条約の中で、「自分に関係あることについて自由に自分の意見を表す権利」、「休んだり、遊んだり、文化・芸術に参加する権利」であると述べています。

しかし、乳児院で生活する乳幼児は、言葉等でうまく思いを社会に伝えることができません。そのために、子どもたちは地域活動（地域の行事やイベント等）を通して積極的に地域に参加し、地域との交流を持つことが重要です。

施設が地域社会の一員として社会的役割を果たしていくためにも、子どもの思いを、私たちがしっかり受けとめ、社会に伝えていく必要があります。それが乳児院でいう「参加する権利」のひとつであると考えています。

私たちは、子どもを中心に、子どもにとって一番良いことは何かを考え、実践していきます。そのためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

乳児院における「権利擁護」について、一概に説明することは難しい問題です。そのため、自施設の理念や特性に合わせ、大切にしていることを自己評価、第三者評価の活用を通して、社会に説明できることが求められます。

また、振り返りの内容を、チームとして前向きに取り組むことが必要です。



社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国乳児福祉協議会

平成27年9月25日